

平成 27 年度第 2 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 27 年 11 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 27 年度第 2 四半期(平成 27 年 7 月～平成 27 年 9 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 27 年度第 2 四半期(平成 27 年 7 月～平成 27 年 9 月)

		保険金					給付金						合計
		死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	3	0	0	4	7	0	63	35	0	7	105	112
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	39	63	0	0	102	102
	免責事由該当	17	0	0	0	17	5	15	6	0	0	26	43
	支払事由非該当	0	0	20	0	20	0	30	2,748	6	5	2,789	2,809
	その他	0	0	0	0	0	0	4	4	0	6	14	14
お支払い非該当件数合計		20	0	20	4	44	5	151	2,856	6	18	3,036	3,080
お支払い件数合計		1,257	10	71	638	1,976	690	33,097	21,372	7	3,238	58,404	60,380

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 26 年度				平成 27 年度	
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期
お支払い件数合計	58,283 件	58,257 件	56,892 件	58,704 件	59,249 件	60,380 件
お支払い非該当件数合計	3,019 件	2,958 件	2,926 件	2,961 件	2,968 件	3,080 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 27 年度第 2 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
免責事由に該当	災害入院初期給付金 災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、大型自動二輪車を運転中に転倒し受傷されたことにより、入院し手術を受けられたとして、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求時にご提出いただいた書類では、運転免許なしの申告であったため被保険者に確認したところ、無免許運転であったことが判明いたしました。</p> <p>このため、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、増殖性糖尿病網膜症により視力が低下されたとして、高度障害保険金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された視力は左眼:0.03 であり、高度障害保険金の支払事由である「両眼の視力を全く永久に失ったもの()」にあたらないことから、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p> 目の障害(視力障害)</p> <p>(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</p> <p>(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みがない場合をいいます。</p> <p>(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、安静時狭心症により経皮的冠動脈形成術と経皮的冠動脈ステント留置術を平成 27 年 6 月 25 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、被保険者が過去に請求された平成 27 年 4 月 27 日の経皮的冠動脈ステント留置術の手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>

以上